

重度障害児者の皆様 へ

情報登録書作成のご案内

日頃は、神戸市の保健福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
医療の進歩に伴い、重度障害児者の皆さまの高齢化・重度化が進み、神戸市では約 900 人の重度障害児者が在宅で過ごされています。

重度障害児者の皆さまが地域で安全・安心に過ごすためには、地域における医療、保健、福祉、介護、教育などが情報を共有したうえで連携し、つながる支援の仕組みを整えていくことが必要です。

そのため、神戸市では、「重度障害児者の医療福祉コーディネート事業」を平成 28 年 10 月から社会福祉法人芳友神戸医療福祉センターにこここハウスに委託し、取り組みを進めており、順次、神戸市内在住の重度障害児者で医療的ケアを必要とされる方の「情報登録書」を作成しています。

この情報登録書は、原疾患や心身の状態が様々である重度障害児者の長い診療経過や支援サービスの利用状況を事前に把握しておくことで、関係機関との情報共有に有効に活用できるだけでなく、災害時の支援にも利用可能となるものです。

医療的ケアを必要とされる重度障害児者の皆さまの安全・安心のため、趣旨をご理解のうえ、情報をご登録いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 送付書類一覧

- ・「情報登録書」の登録までの流れ
- ・様式第 1 号（情報登録書 ご家族等記入用）
- ・様式第 2 号（情報登録書 医療機関確認用）
- ・様式第 3 号（文書料助成申請書）
- ・様式第 4 号（文書料請求書）
- ・個人情報利用に関する説明および同意書
- ・情報登録書記入例（ご家族等記入用）
- ・情報登録書記入例（医療機関確認用）

（裏面もご覧ください）

2 情報登録書について

(1) 使用目的

- ・ かかりつけ病院以外の病院に緊急受診する際（体調不良の入院や外出先での受診等）の情報共有
- ・ 複数の医療機関や訪問看護利用など医療機関の連携
- ・ 医療や福祉サービスの利用状況を関係機関へ情報提供
- ・ 災害時の支援の際の情報共有

(2) 作成について

基本的にはご家族等が可能な範囲でご記入いただいた上で、主治医等に確認をご依頼いただき、主治医等の確認後に、神戸医療福祉センターにこここハウスにご提出ください。

(3) 登録方法

神戸医療福祉センターにこここハウスで内容の確認が終了すれば登録完了となり、神戸医療福祉センターにこここハウスより、ご自宅へ情報登録書（コピー）を郵送いたします。

登録後の情報登録書の原本は神戸市で、コピーを神戸医療福祉センターにこここハウスで保管いたします。

(4) 登録情報の利用方法

医療機関等をご利用の際には、ご家族等より情報登録書をご提示ください。

緊急入院時など、ご家族等から医療機関への情報登録書の提出が困難な際には、神戸医療福祉センターにこここハウスへお電話ください。神戸医療福祉センターにこここハウスから医療機関へ情報登録書の提供が可能です。

なお、「情報登録書」を紛失された際は、神戸医療福祉センターにこここハウスまでご連絡をいただければ、再送付をいたします。

担当 障害者支援課 電話 078-322-6780

神戸医療福祉センターにこここハウス

電話 080-2519-3726

(受付時間：平日 9:00～16:30)

※祝日・年末年始は除く